

江 東 区 公 報

目 次

◎条 例

江東区保育費用徴収条例の一部を改正する 条例(1)	2
------------------------------------	---

◎規 則（教）

江東区教育委員会会議規則の一部を改正する 規則(1)	7
江東区教育委員会傍聴規則の一部を改正する 規則(2)	8
江東区教育委員会の権限委任に関する規則 の一部を改正する規則(3)	9
江東区教育委員会の権限に属する区立学校 職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する 規則の一部を改正する規則(4)	9
江東区教育委員会教育長の職務代理者の指 定に関する規則を廃止する規則(5)	9
江東区教育委員会事務局処務規則の一部を 改正する規則(6)	10
江東区立学校の管理運営に関する規則の一 部を改正する規則(7)	10
江東区立学校施設使用条例施行規則の一部 を改正する規則(8)	10

◎訓 令

江東区職員の兼業許可等に関する事務取扱 規程の一部改正(1)	16
---	----

◎訓 令（教）

江東区教育委員会公印規程の一部改正(1) ..	17
江東区立学校職員の兼業等及び教育公務員 の教育に関する兼職等に関する事務取扱規 程の一部改正(2)	18

◎告 示

保管自転車処分告示について（平成 27 年 1 月下期）(55)	19
第 1 回区議会定例会の招集について(58)	19
建築基準法第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定に 基づく道路位置の変更について(67)	19

建築基準法第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定に 基づく道路の指定の取消しについて(71)	20
保管自転車処分告示について（平成 27 年 2 月上旬）(73)	20
東京都市計画地区計画の変更について(77) ..	20
建築基準法第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定に 基づく道路位置の変更について(82)	20

◎告 示（教）

平成 27 年第 1 回江東区教育委員会臨時会 の招集(1)	21
平成 27 年第 2 回江東区教育委員会定例会 の招集(2)	22

◎告 示（選）

江東区選挙管理委員会委員長の就任(3)	22
平成 27 年 3 月 2 日現在調製の選挙人名簿 の縦覧場所(4)	22
平成 27 年 3 月 2 日現在調製の在外選挙人 名簿の縦覧場所(5)	22
選挙人名簿からの抹消(6)	22
選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、 3 分の 1 の数及び 6 分の 1 の数(7)	22
平成 27 年 4 月 26 日執行の江東区議会議 員選挙及び江東区長選挙におけるポスター 掲示場の掲示区画の番号(8)	23

◎告 示（監）

包括外部監査人補助者の解任通知(2)	26
包括外部監査報告書の公表(3)	26

◎区 議 会

区議会議決事項	26
（平成 27 年第 1 回臨時会）	

条	例
---	---

江東区保育費用徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 27 年 2 月 6 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 1 号

江東区保育費用徴収条例の一部を改正する条例

江東区保育費用徴収条例（平成 9 年 3 月江東区条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条から第 3 条までを次のように改める。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、保育所における保育に係る費用の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（費用の徴収）

第 2 条 区長は、江東区保育所条例（昭和 36 年 3 月江東区条例第 9 号）第 7 条第 1 項に定める開所時間（以下単に「開所時間」という。）に保育所において児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条第 1 項の規定に基づく保育を行ったときは、当該保育に係る児童の保護者から、次の各号に掲げる保育所に応じ、当該各号に定める額（以下「一般保育料」という。）を徴収する。

(1) 江東区保育所条例第 2 条に定める保育所子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 27 条第 3 項第 2 号及び第 28 条第 2 項の規定に基づき区が定める額

(2) 私立保育所（法附則第 6 条第 1 項に定める特定保育所をいう。以下同じ。） 同条第 4 項の規定に基づき区長が定める額

2 区長は、開所時間に保育所において児童福祉法第 24 条第 5 項又は第 6 項の規定に基づく措置により保育を行ったときは、当該措置に係る児童の保護者から、同法第 56 条第 3 項の規定により、当該措置に要した費用（以下「措置保育料」という。）を徴収する。

3 区長は、法第 59 条第 2 号の規定に基づき、通常の保育時間（法第 20 条第 3 項の規定により認定された保育必要量に応じ、児童の保護者ごとに決定された保育を受ける時間をいう。以下同じ。）を超えて行う保育（以下「延長保育」という。）の対象とされた保育所（私立保育所及び公設民営保育所を除く。）において延長保育を

行ったときは、当該延長保育に係る児童の保護者から、当該延長保育の利用に要した費用（以下「延長保育料」という。）を徴収する。

（保育料及び延長保育料の額）

第 3 条 一般保育料又は措置保育料（以下これらを「保育料」という。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号。以下「府令」という。）第 4 条第 1 項の規定により、保育の利用について、1 月当たり平均 275 時間まで（1 日当たり 11 時間までに限る。）の区分の保育必要量の認定を受けた児童の保護者 別表第 1 に定める額

(2) 府令第 4 条第 1 項の規定により、保育の利用について、1 月当たり平均 200 時間まで（1 日当たり 8 時間までに限る。）の区分の保育必要量の認定を受けた児童の保護者 別表第 2 に定める額

2 前項第 1 号に規定する児童の保護者が月を単位とする延長保育を利用する場合における当該児童に係る延長保育料の額は、別表第 3 に定める額とする。

3 第 1 項各号に規定する児童の保護者が日を単位とする延長保育を利用する場合における当該児童に係る延長保育料の額は、1 日につき通常の保育時間を 15 分（15 分未満の場合は、15 分とする。）超えるごとに 100 円とする。

4 生計を同じくする世帯（別表第 1 又は別表第 2 に定める A 階層に属する世帯を除く。）の児童が 2 人以上保育所において保育されている場合については、保育料の額が最も低い児童（当該児童が 2 人以上の場合は、そのうちの 1 人とする。以下同じ。）の次に保育料の額が低い児童（当該児童が 2 人以上の場合は、そのうちの 1 人とする。以下同じ。）に係る保育料の額は、別表第 1 又は別表第 2 に定める額に別表第 4 に定める割合を乗じて得た額とし、保育料の額が最も低い児童及びその次に保育料の額が低い児童以外の児童に係る保育料は、免除する。

5 区長は、保育料又は延長保育料（第 3 項に規定する延長保育料を除く。第 5 条第 1 項及び第 6 条において同じ。）の額を決定し、又は変更したときは、当該児童の保護者に通知しなければならない。

第 4 条中「本人又はその扶養義務者」を「児童の保護者」に改め、「保育料」の次に「又は延長保育料」を加える。

第 5 条第 1 項中「本人又はその扶養義務者」を「児童の保護者」に改め、「保育料」の次に「又は延長保育料」を加え、同条第 3 項中「金額」の次に「(延長保育料の額を除く。)」を加え、「法第 56 条第 10 項に規定する」を「児童福祉法第 56 条第 7 項若しくは第 8 項又は法附則第 6 条第 7 項の規定により、」に改める。

第 6 条中「(第 3 項を除く。)」を削り、「保育料」の次に「又は延長保育料」を加える。

第 7 条中「ついて」を「関し」に、「区長が別に」を「規則で」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

児童の属する世帯の階層区分		徴収月額（児童単位）		
階層区分	定義	3 歳未満児	3 歳児	4 歳以上児
A	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0 円	0 円	0 円
B	A 階層の世帯を除く住民税非課税世帯	ひとり親等の世帯	0 円	0 円
		ひとり親等の世帯以外の世帯	1,200 円	1,200 円
C1	A 階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯	3,100 円	2,500 円	2,500 円
C2	A 階層の世帯を除く住民税所得割の額の区分	7,000 円未満	3,600 円	3,200 円
C3		7,000 円以上 48,600 円未満	4,300 円	3,900 円
D1		48,600 円以上 52,500 円未満	7,900 円	6,800 円
D2		52,500 円以上 55,000 円未満	9,700 円	8,500 円
D3		55,000 円以上 60,000 円未満	10,900 円	10,800 円
D4		60,000 円以上 75,000 円未満	18,000 円	12,700 円
D5		75,000 円以上 97,000 円未満	22,300 円	14,800 円
D6		97,000 円以上 115,000 円未満	25,100 円	16,700 円
D7	130,000 円以上 150,000 円未満	27,600 円	18,400 円	18,300 円
D8		29,800 円	19,800 円	19,700 円

D9	が次の区分に該当する世帯	150,000 円以上 169,000 円未満	32,100 円	21,200 円	21,000 円
D10		169,000 円以上 185,000 円未満	34,100 円	22,800 円	21,000 円
D11		185,000 円以上 200,000 円未満	36,200 円	24,200 円	21,000 円
D12		200,000 円以上 215,000 円未満	38,000 円	25,200 円	21,000 円
D13		215,000 円以上 230,000 円未満	40,000 円	26,400 円	21,000 円
D14		230,000 円以上 245,000 円未満	41,700 円	26,400 円	21,000 円
D15		245,000 円以上 260,000 円未満	43,500 円	26,400 円	21,000 円
D16		260,000 円以上 280,000 円未満	45,000 円	26,400 円	21,000 円
D17		280,000 円以上 301,000 円未満	46,800 円	26,400 円	21,000 円
D18		301,000 円以上 340,000 円未満	50,700 円	26,400 円	21,000 円
D19		340,000 円以上 397,000 円未満	57,200 円	26,400 円	21,000 円
D20		397,000 円以上 460,000 円未満	62,800 円	26,400 円	21,000 円
D21		460,000 円以上 510,000 円未満	67,200 円	26,400 円	21,000 円
D22		510,000 円以上 560,000 円未満	70,500 円	27,700 円	22,000 円
D23		560,000 円以上 610,000 円未満	74,000 円	27,700 円	22,000 円
D24		610,000 円以上	77,700 円	27,700 円	22,000 円

備考

- この表における年齢は、保育所における保育を行った日の属する年度の初日の前日における児童の満年齢による。
- この表においてひとり親等の世帯とは、次の各号のいずれかに該当する世帯をいう。

- (1) 母子世帯等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 283 号）第 17 条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいう。）
- (2) 在宅障害児（者）のいる世帯（次のアからオまでのいずれかに該当する者を有する世帯をいう。）
- ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳を交付されている者
- イ 東京都が知的障害者に発行する手帳（東京都愛の手帳交付要綱（昭和 42 年 3 月 20 日 42 民児精発第 58 号）に規定する愛の手帳をいう。）又は道府県が知的障害者に発行する手帳（療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日 厚生省発児第 156 号 厚生事務次官通知）に規定する療育手帳をいう。）を交付されている者
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項に規定する精神障害者保健福祉手帳を交付されている者
- エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）第 3 条に規定する特別児童扶養手当の支給対象児童
- オ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に定める障害基礎年金等の受給者
- 3 この表において住民税とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいう。
- 4 この表において住民税均等割とは、地方税法第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割をいい、住民税所得割とは、同項第 2 号に規定する所得割をいう。
- 5 この表における住民税所得割の税額を算出するための計算方法は、規則で定める。
- 6 この表において保育料を算出する場合における住民税は、4 月分から 8 月分までの保育料にあっては前年度分、9 月分から翌年 3 月分までの保育料にあっては当該年度分とする。
- 7 この表の規定にかかわらず、児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により、里親に委託されている児童に係る保育料は、免

除する。

別表第 2（第 3 条関係）

児童の属する世帯の階層区分			徴収月額（児童単位）		
階層区分	定義		3 歳未満児	3 歳児	4 歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）		0円	0円	0円
B	A 階層の世帯を除く住民税非課税世帯	ひとり親等の世帯	0円	0円	0円
		ひとり親等の世帯以外の世帯	1,200円	1,200円	1,200円
C1	A 階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯		3,000円	2,400円	2,400円
C2	A 階層の世帯を除く住民税所得割の区分が次の区分に該当する世帯	7,000円未満	3,500円	3,100円	3,100円
C3		7,000 円以上 48,600円未満	4,200円	3,800円	3,700円
D1		48,600 円以上 52,500円未満	7,700円	6,600円	6,600円
D2		52,500 円以上 55,000円未満	9,500円	8,300円	8,200円
D3		55,000 円以上 60,000円未満	10,700円	10,600円	10,500円
D4		60,000 円以上 75,000円未満	17,600円	12,400円	12,300円
D5		75,000 円以上 97,000円未満	21,900円	14,500円	14,400円
D6		97,000 円以上 115,000円未満	24,600円	16,400円	16,300円
D7		115,000 円以上 130,000円未満	27,100円	18,000円	17,900円
D8		130,000 円以上 150,000円未満	29,200円	19,400円	19,300円
D9		150,000 円以上 169,000円未満	31,500円	20,800円	20,600円
D10		169,000 円以上 185,000円未満	33,500円	22,400円	20,600円
D11		185,000 円以上 200,000円未満	35,500円	23,700円	20,600円
D12		200,000 円以上 215,000円未満	37,300円	24,700円	20,600円
D1		215,000 円以上 230,000円未満	39,300円	25,900円	20,600円

3				
D	230,000 円 以上	40,9	25,9	20,6
1	245,000円未満	00円	00円	00円
4				
D	245,000 円 以上	42,7	25,9	20,6
1	260,000円未満	00円	00円	00円
5				
D	260,000 円 以上	44,2	25,9	20,6
1	280,000円未満	00円	00円	00円
6				
D	280,000 円 以上	46,0	25,9	20,6
1	301,000円未満	00円	00円	00円
7				
D	301,000 円 以上	49,8	25,9	20,6
1	340,000円未満	00円	00円	00円
8				
D	340,000 円 以上	56,2	25,9	20,6
1	397,000円未満	00円	00円	00円
9				
D	397,000 円 以上	61,7	25,9	20,6
2	460,000円未満	00円	00円	00円
0				
D	460,000 円 以上	66,0	25,9	20,6
2	510,000円未満	00円	00円	00円
1				
D	510,000 円 以上	69,3	27,2	21,6
2	560,000円未満	00円	00円	00円
2				
D	560,000 円 以上	72,7	27,2	21,6
2	610,000円未満	00円	00円	00円
3				
D	610,000円以上	76,3	27,2	21,6
2		00円	00円	00円
4				

備考

- この表における年齢は、保育所における保育を行った日の属する年度の初日の前日における児童の満年齢による。
- この表においてひとり親等の世帯とは、次の各号のいずれかに該当する世帯をいう。
 - 母子世帯等（母子及び父子並びに寡婦福祉法第 17 条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいう。）
 - 在宅障害児（者）のいる世帯（次のアからオまでのいずれかに該当する者を有する世帯をいう。）
 - 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳を交付されている者
 - 東京都が知的障害者に発行する手帳

（東京都愛の手帳交付要綱に規定する愛の手帳をいう。）又は道府県が知的障害者に発行する手帳（療育手帳制度要綱に規定する療育手帳をいう。）を交付されている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項に規定する精神障害者保健福祉手帳を交付されている者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 3 条に規定する特別児童扶養手当の支給対象児童

オ 国民年金法に定める障害基礎年金等の受給者

3 この表において住民税とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいう。

4 この表において住民税均等割とは、地方税法第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割をいい、住民税所得割とは、同項第 2 号に規定する所得割をいう。

5 この表における住民税所得割の税額を算出するための計算方法は、規則で定める。

6 この表において保育料を算出する場合における住民税は、4 月分から 8 月分までの保育料にあつては前年度分、9 月分から翌年 3 月分までの保育料にあつては当該年度分とする。

7 この表の規定にかかわらず、児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により、里親に委託されている児童に係る保育料は、免除する。

別表第 3 を別表第 4 とし、別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 3（第 3 条関係）

児童の属する世帯の階層区分		徴収月額（児童単位）		
階層区分	定義	3 歳未満児	3 歳児	4 歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円	0円	0円
B	A 階層の世帯を除くひとり親等の世帯	0円	0円	0円
	ひとり親等の世帯以外の世帯	200円	200円	200円

C 1	A階層の世帯を除く 住民税均等割のみ課 税世帯	700 円	700 円	700 円
C 2	A階層の世帯を除く住民税均等割のみ課税世帯	7,000円未満 700円	700円	700円
C 3	7,000円以上 48,600円未満	700円	700円	700円
D 1	48,600円以上 52,500円未満	1,000円	1,000円	1,000円
D 2	52,500円以上 55,000円未満	1,000円	1,000円	1,000円
D 3	55,000円以上 60,000円未満	1,000円	1,000円	1,000円
D 4	60,000円以上 75,000円未満	1,800円	1,600円	1,600円
D 5	75,000円以上 97,000円未満	2,200円	1,600円	1,600円
D 6	97,000円以上 115,000円未満	2,500円	1,600円	1,600円
D 7	115,000円以上 130,000円未満	2,700円	1,800円	1,800円
D 8	130,000円以上 150,000円未満	2,900円	1,900円	1,900円
D 9	150,000円以上 169,000円未満	3,200円	2,100円	2,100円
D 10	169,000円以上 185,000円未満	3,400円	2,200円	2,100円
D 11	185,000円以上 200,000円未満	3,600円	2,400円	2,100円
D 12	200,000円以上 215,000円未満	3,800円	2,500円	2,100円
D 13	215,000円以上 230,000円未満	4,000円	2,600円	2,100円
D 14	230,000円以上 245,000円未満	4,100円	2,600円	2,100円
D 15	245,000円以上 260,000円未満	4,300円	2,600円	2,100円
D 16	260,000円以上 280,000円未満	4,500円	2,600円	2,100円
D 17	280,000円以上 301,000円未満	4,600円	2,600円	2,100円
D 18	301,000円以上 340,000円未満	5,000円	2,600円	2,100円
D	340,000円以上	5,700円	2,600円	2,100円

1 9	397,000円未満	0円	0円	0円
D 2 0	397,000円以上 460,000円未満	6,200円	2,600円	2,100円
D 2 1	460,000円以上 510,000円未満	6,700円	2,600円	2,100円
D 2 2	510,000円以上 560,000円未満	7,000円	2,700円	2,200円
D 2 3	560,000円以上 610,000円未満	7,400円	2,700円	2,200円
D 2 4	610,000円以上	7,700円	2,700円	2,200円

備考

- この表における年齢は、保育所における保育を行った日の属する年度の初日の前日における児童の満年齢による。
- この表においてひとり親等の世帯とは、次の各号のいずれかに該当する世帯をいう。
 - 母子世帯等（母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいう。）
 - 在宅障害児（者）のいる世帯（次のアからオまでのいずれかに該当する者を有する世帯をいう。）
 - 身体障害者福祉法第15条第4項に規定する身体障害者手帳を交付されている者
 - 東京都が知的障害者に発行する手帳（東京都愛の手帳交付要綱に規定する愛の手帳をいう。）又は道府県が知的障害者に発行する手帳（療育手帳制度要綱に規定する療育手帳をいう。）を交付されている者
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳を交付されている者
 - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条に規定する特別児童扶養手当の支給対象児童
 - 国民年金法に定める障害基礎年金等の受給者
- この表において住民税とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による

特別区民税を含む。)をいう。

4 この表において住民税均等割とは、地方税法第 29 条第 1 項第 1 号に規定する均等割をいい、住民税所得割とは、同項第 2 号に規定する所得割をいう。

5 この表における住民税所得割の税額を算出するための計算方法は、規則で定める。

6 この表において保育料を算出する場合における住民税は、4 月分から 8 月分までの保育料にあっては前年度分、9 月分から翌年 3 月分までの保育料にあっては当該年度分とする。

7 この表の規定にかかわらず、児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により、里親に委託されている児童に係る保育料は、免除する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 27 年度における階層区分の特例)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き保育所における保育を利用する児童の属する世帯の平成 27 年度におけるこの条例による改正後の江東区保育費用徴収条例（以下「新条例」という。）別表第 1、別表第 2 又は別表第 3 の適用については、階層区分が当該世帯の平成 26 年度におけるこの条例による改正前の江東区保育費用徴収条例別表第 1 又は別表第 2 に規定する階層区分（以下「旧階層区分」という。）と比較して高位の階層区分に相当する階層区分に該当する世帯にあっては、新条例第 3 条第 1 項又は第 2 項の規定にかかわらず、旧階層区分に相当する階層区分に該当するものとみなす。

3 施行日以後に新たに保育所における保育を利用する児童の属する世帯の平成 27 年度における新条例別表第 1、別表第 2 又は別表第 3 に規定する階層区分（以下「新階層区分」という。）が D 1 1 階層から D 2 4 階層までに該当する場合については、当該新階層区分の 1 階層低位の階層区分に該当するものとみなす。

4 前 2 項の場合において、各項に該当する児童のいずれもが属する世帯の平成 27 年度におけるみなされて該当する階層区分（以下「特例階層区分」という。）については、当該児童ごとに、当該児童の属する世帯の特例階層区分を適用する。

規 則 （ 教 ）

江東区教育委員会会議規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 27 年 2 月 9 日

江東区教育委員会

教育委員長 宇佐美 衛

教育委員 進 藤 孝

◎江東区教育委員会規則第 1 号

江東区教育委員会会議規則の一部を改正する規則

江東区教育委員会会議規則（平成 7 年 4 月江東区教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 議事日程（第 7 条—第 9 条）

第 3 章 会議（第 10 条—第 16 条）

第 4 章 発言及び採決（第 17 条—第 26 条）

第 5 章 請願又は陳情（第 27 条・第 28 条）

第 6 章 議事録（第 29 条—第 31 条）

第 7 章 傍聴（第 32 条）

第 8 章 規律（第 33 条）

第 9 章 補則（第 34 条）

附則

第 2 条中「委員長」を「教育長」に改める。

第 3 条第 2 項中「委員長」を「教育長」に改め、同条第 3 項中「委員長」を「教育長」に、「あつた」を「あつた」に改める。

第 5 条及び第 6 条中「委員長」を「教育長」に改める。

第 2 章を削る。

第 9 条第 1 項中「委員長」を「教育長」に改め、第 3 章中同条を第 7 条とする。

第 10 条第 1 項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第 8 条とする。

第 11 条中「なかつた」を「なかつた」に、「委員長」を「教育長」に改め、同条を第 9 条とする。

第 3 章を第 2 章とする。

第 12 条中「委員長」を「教育長」に改め、第 4 章中同条を第 10 条とする。

第 13 条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第 11 条とする。

第 14 条第 1 項ただし書中「委員長」を「人事に関する案件その他の事件について、教育長」に、「出席委員」を「出席者」に改め、同条第 2 項中

「委員長又は委員の」を削り、同条第 3 項中「第 1 項ただし書の規定により秘密会とする議決があったときは、委員長は」を「教育長は、第 1 項ただし書の規定により秘密会とする議決があったときは」に、「委員長の」を「教育長の」に改め、同条を第 12 条とする。

第 15 条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第 13 条とする。

第 16 条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第 14 条とする。

第 17 条第 4 項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第 15 条とする。

第 18 条中「なった」を「なつた」に改め、同条を第 16 条とする。

第 4 章を第 3 章とする。

第 19 条中「委員長」を「教育長」に改め、第 5 章中同条を第 17 条とする。

第 20 条第 1 項中「わたつて」を「わたって」に改め、同条第 2 項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第 18 条とする。

第 21 条中「終わった」を「終わった」に、「委員長」を「教育長」に改め、同条を第 19 条とする。

第 22 条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第 20 条とする。

第 23 条中「議場にいる委員」を「出席者」に改め、同条を第 21 条とし、第 24 条を第 22 条とする。

第 25 条第 2 項及び第 3 項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第 23 条とする。

第 26 条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第 24 条とする。

第 27 条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第 25 条とする。

第 28 条第 1 項中「委員長」を「教育長」に改め、同条第 2 項中「委員」を「出席者」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第 26 条とする。

第 5 章を第 4 章とする。

第 29 条中「を通じて委員会」を削り、第 6 章中同条を第 27 条とし、第 30 条を第 28 条とする。

第 6 章を第 5 章とする。

第 31 条の見出しを「(議事録)」に改め、同条第 3 項を削り、同条第 2 項中「会議録は、前項に準じて」を「議事録は、前項に準じて別に」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項各号列記以外の部分中「会議録」を「議事録」に改め、同

項第 2 号中「出席委員」を「出席者」に改め、同項第 6 号中「前各号のほか、委員長又は会議で」を「前各号に掲げるもののほか、教育長が会議において」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加え、第 7 章中同条を第 29 条とする。

教育長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成しなければならない。

第 32 条の見出し中「会議録」を「議事録」に改め、同条中「会議録」を「議事録」に、「委員長」を「教育長」に改め、同条を第 30 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(議事録の公表)

第 31 条 教育長は、議事録(第 29 条第 3 項の秘密会の議事録を除く。)を作成したときは、これを公表しなければならない。

「第 7 章 会議録」を「第 7 章 議事録」に改める。

第 7 章を第 6 章とする。

第 33 条第 1 項中「委員長」を「教育長」に改め、第 8 章中同条を第 32 条とする。

第 8 章を第 7 章とする。

第 9 章中第 34 条を第 33 条とする。

「第 9 章 紀律」を「第 9 章 規律」に改める。

第 9 章を第 8 章とする。

第 10 章中第 35 条を第 34 条とし、同章を第 9 章とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に在職する教育長の教育委員会の委員としての任期中は、この規則による改正前の江東区教育委員会会議規則の規定は、なおその効力を有する。

江東区教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 27 年 2 月 9 日

江東区教育委員会

教育委員長 宇佐美 衛

教育委員 進 藤 孝

◎江東区教育委員会規則第 2 号

江東区教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則

江東区教育委員会傍聴規則(平成 7 年 4 月江東区教育委員会規則第 7 号)の一部を次のように改

正する。

第 2 条第 2 項第 2 号、第 7 条、第 8 条及び第 9 条中「委員長」を「教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に在職する教育長の教育委員会の委員としての任期中は、この規則による改正前の江東区教育委員会傍聴規則の規定は、なおその効力を有する。

江東区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 27 年 2 月 9 日

江東区教育委員会

教育委員長 宇佐美 衛
教育委員 進 藤 孝

◎江東区教育委員会規則第 3 号

江東区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則

江東区教育委員会の権限委任に関する規則（昭和 41 年 10 月江東区教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 26 条第 1 項」を「第 25 条第 1 項」に、「江東区教育委員会教育長」を「江東区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）」に改める。

第 2 条各号列記以外の部分中「江東区教育委員会教育長」を「教育長」に改め、同条第 11 号中「第 23 条第 8 号」を「第 21 条第 8 号」に改め、同条第 14 号中「第 23 条第 17 号」を「第 21 条第 17 号」に改める。

第 3 条中「江東区教育委員会教育長」を「教育長」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（教育委員会への報告）

第 4 条 教育長は、地教行法第 25 条第 3 項の規定に基づき、次に掲げる事務の管理及び執行の状況について、教育委員会に報告しなければならない。

(1) 地教行法第 25 条第 1 項の規定に基づき教育長に委任した事務のうち、重要と認めるもの

(2) 地教行法第 25 条第 1 項の規定に基づき教育長に臨時に代理した事務

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（旧教育長に関する経過措置）

2 この規則の施行の際現に在職する教育長については、教育委員会の委員としての任期中は、この規則による改正後の江東区教育委員会の権限委任に関する規則第 4 条の規定は、適用しない。

江東区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 27 年 2 月 9 日

江東区教育委員会

教育委員長 宇佐美 衛
教育委員 進 藤 孝

◎江東区教育委員会規則第 4 号

江東区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

江東区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則（平成 11 年 3 月江東区教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 26 条第 1 項」を「第 25 条第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

江東区教育委員会教育長の職務代理者の指定に関する規則を廃止する規則を公布する。

平成 27 年 2 月 9 日

江東区教育委員会

教育委員長 宇佐美 衛
教育委員 進 藤 孝

◎江東区教育委員会規則第 5 号

江東区教育委員会教育長の職務代理者の指定に関する規則を廃止する規則

江東区教育委員会教育長の職務代理者の指定に関する規則（昭和 56 年 10 月江東区教育委員会規則第 8 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（旧教育長に関する経過措置）

2 この規則の施行の際現に在職する教育長については、教育委員会の委員としての任期中に限

り、この規則による廃止前の江東区教育委員会教育長の職務代理者の指定に関する規則は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

江東区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 27 年 2 月 9 日

江東区教育委員会

教育委員長 宇佐美 衛

教育委員 進 藤 孝

◎江東区教育委員会規則第 6 号

江東区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

江東区教育委員会事務局処務規則（昭和 40 年 3 月江東区教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表庶務課の項中

「庶務係」

を

「庶務係

教育政策調整係」

に改める。

第 7 条の表庶務課の部庶務係の項中

「6 教育振興基本計画に関すること。

7 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。

8 教育行政の相談に関すること。

9 奨学資金（補助執行）に関すること。

10 私立高等学校等入学資金融資（補助執行）に関すること。

11 図書館との連絡調整に関すること。

12 社会教育事業の調整に関すること。

13 家庭教育学級に関すること。

14 他の課、室、係等に属しないこと。」

を

「6 教育行政の相談に関すること。

7 奨学資金（補助執行）に関すること。

8 私立高等学校等入学資金融資（補助執行）に関すること。

9 図書館との連絡調整に関すること。

10 他の課、室、係等に属しないこと。」

に改め、同項の次に次の 1 項を加える。

教育政策調整係

1 総合教育会議（補助執行）に関すること。

2 教育の振興に関する総合的な施策の大綱（補助執行）に関すること。

3 教育振興基本計画に関すること。

4 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。

5 教育行政の広報に関すること。

6 家庭教育に関すること。

7 家庭、学校及び地域の連携に関すること。

8 区立学校及び幼稚園（以下「区立学校等」という。）の収容対策等に関すること。

9 区立学校等の安全対策等に関すること。

10 社会教育事業の調整に関すること。

第 7 条の表庶務課の部職員第一係の項中「区立学校及び幼稚園（以下「区立学校等」という。）」を「区立学校等」に改める。

第 7 条の表学務課の部学事係の項中

「6 課内他の係に属しないこと。」

を

「6 子どものための教育・保育給付の支給認定等（幼稚園等に係るものに限る。）（補助執行）に関すること。

7 課内他の係に属しないこと。」

に改める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

江東区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 27 年 2 月 9 日

江東区教育委員会

教育委員長 宇佐美 衛

教育委員 進 藤 孝

◎江東区教育委員会規則第 7 号

江東区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

江東区立学校の管理運営に関する規則（昭和 53 年 9 月江東区教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「委員長」を「教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に在職する教育長の教育委員会の委員としての任期中は、この規則による改正前の江東区立学校の管理運営に関する規則の規定は、なおその効力を有する。

江東区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 27 年 2 月 24 日

江東区教育委員会

教育委員長 宇佐美 衛
教育委員 進 藤 孝

◎江東区教育委員会規則第 8 号

江東区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

江東区立学校施設使用条例施行規則（昭和 51 年 5 月江東区教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条から第 4 条までを次のように改める。

（使用の申請）

第 2 条 条例第 4 条第 1 項の規定により、校舎等（体育館設備を除く。）を使用しようとする者は、あらかじめ使用しようとする学校の施設が設置されている学校の学校長の意見を聴き、使用期日の 1 月前から 7 日前までに学校施設使用申請書兼使用料免除申請書（別記第 1 号様式）を江東区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 条例第 4 条第 3 項の規定により、プール等を使用しようとする者は、使用券（別記第 2 号様式）、回数券（別記第 3 号様式）又は定期券（別記第 4 号様式）を購入のうえ、当該プール等の受付に同条第 2 項に規定する個人登録証とともに使用券若しくは回数券を提出し、又は定期券を提示しなければならない。

（使用の承認及び使用料の納付）

第 3 条 教育委員会は、条例第 4 条第 1 項の規定により校舎等の使用を承認し、かつ、条例第 8 条の規定による使用料の納付があったときは、当該承認した者に学校施設使用承認書（別記第 5 号様式。以下「使用承認書」という。）を交付する。

2 前項の規定により豊洲西小学校の体育館に係る使用承認書の交付を受けた者にあつては、体育館設備の使用の承認を受けたものとみなす。

3 教育委員会は、次の各号に掲げる者に応じ、当該各号に定めるときは、当該学校の施設の使用料を納付したものとみなす。

(1) 体育館設備を使用する者 体育館設備使用券（別記第 6 号様式）を提出したとき。

(2) プール等を使用する者 前条第 2 項の規定により使用券若しくは回数券を提出し、又は定期券を提示したとき。

（使用料の減額及び免除）

第 4 条 条例第 9 条第 1 項の規定により校舎等（体育館設備を除く。）の使用料の免除を受けようとする者は、学校施設使用申請書兼使用料免除申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 条例第 9 条第 2 項の規定によりプール等の使用料の減額又は免除を受けようとする者は、当該プール等の受付に同項に規定する身体障害者手帳、愛の手帳若しくは療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示するものとする。

第 5 条中「第 8 条ただし書」を「第 10 条ただし書」に、「別記第 4 号様式による学校施設使用料還付請求書」を「学校施設使用料還付請求書（別記第 7 号様式）」に改める。

第 6 条中「第 10 条」を「第 12 条」に、「使用申請書」を「学校施設使用申請書兼使用料免除申請書」に改める。

別記第 1 号様式から別記第 4 号様式までを次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

学校施設使用中請書兼使用料免除申請書

年 月 日

江東区教育委員会教育長 殿

(団体名) _____

※申請者 (住 所) _____

(代表者) (氏 名) _____ 印

(T E L) _____ () _____

下記とおり、学校施設の使用を申請します。

※ 使 用 日 時	年	月	日	午前・午後	時から	午前・午後	時まで
				:		:	
	年	月	日	午前・午後	時から	午前・午後	時まで
				:		:	
	年	月	日	午前・午後	時から	午前・午後	時まで
				:		:	
	年	月	日	午前・午後	時から	午前・午後	時まで
				:		:	
※ 使 用 学 校	江東区立 _____ 学校						
※ 使 用 施 設	校舎 (教室) ・ 運動場 ・ 体育館						
※ 使 用 目 的							
※ 集 合 予 定 人 員	約	名	※ 入 場 料 の 有 無		有 ・ 無		

上記に支障ありません。

年 月 日

江東区立

学校

学校長

印

使用料免除申請書

〔 行政目的又は社会教育その他公共の目的のために使用する場合は、必ず記入してください。 〕

江東区教育委員会教育長 殿

(団体名) _____

※申請者 (住 所) _____

(代表者) (氏 名) _____ 印

(T E L) _____ () _____

上記の学校施設の使用に当たり、使用料の免除を申請します。

- (注) 1 申請者は※印欄を記入のうえ、当該学校長の承認印を受けて、教育委員会事務局 (学務課学事係) に提出してください。
- 2 郵送及び学校交換便による申請は、受け付けません。
- 3 上記 1 により学校長の承認印を受けた後に使用日時を訂正するためには、当該学校長印が必要です。
- 4 学校施設使用承認書 (別記第 5 号様式) は、教育委員会事務局 (学務課学事係) が発行します。
- 5 申請の時期は、使用期日の 1 月前から 7 日前までです。

別記第 2 号様式（第 2 条関係）

年 月 日

（使用施設名）使用券

（使用区分）

（金 額）

入場時刻から（時間単位）時間有効

入場時に受付に提出してください。

江東区教育委員会

別記第 3 号様式（第 2 条関係）

年 月 日

（使用施設名）回数券

（使用区分）

入場時刻から（時間単位）時間有効

入場時に受付に提出してください。

江東区教育委員会

別記第 4 号様式（第 2 条関係）

（使用施設名）定期券

（使用区分）

（使用開始日）から （使用期間） （金額）

（有効期限） 年 月 日 まで

氏名（使用者氏名）様 （年齢）歳

N o .（定期券番号） 江東区教育委員会

（発行年月日）発行

（施設連絡先）

別記第 4 号様式の次に次の 3 様式を加える。

別記第 5 号様式 (第 3 条関係)

第 号
年 月 日

学校施設使用承認書

様

江東区教育委員会教育長

印

下記のとおり、学校施設の使用を承認します。

使 用 日 時	年	月	日	午前・午後 :	時から	午前・午後 :	時まで
	年	月	日	午前・午後 :	時から	午前・午後 :	時まで
	年	月	日	午前・午後 :	時から	午前・午後 :	時まで
	年	月	日	午前・午後 :	時から	午前・午後 :	時まで
使 用 学 校	江東区立						学校
使 用 施 設	校舎(教室)・運動場・体育館						
使 用 目 的							
集 合 予 定 人 員	約		名	入場料の有無		有 ・ 無	

- 1 承認した目的以外には使用しないこと。
- 2 火気には特に注意すること。
- 3 施設又は設備を破損した場合は、実費弁償すること。
- 4 使用承認書は使用する当日、学校に提示すること。
- 5 当該学校長の指示に従うこと。
- 6 公印のないものは無効とすること。

別記第 6 号様式 (第 3 条関係)

年 月 日

体育館設備使用券

(金額)

学校施設使用承認書の提示とともに、受付に提出してください。

江東区教育委員会

別記第 7 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

江東区教育委員会教育長 殿

申請者（団体名）_____

(代表者) (住 所) _____

(氏 名) _____ 印

(T E L) _____ () _____

学校施設使用料還付請求書

学校施設の使用料について還付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

1 還付金額 円

2 使用日時

年 月 日 午前・午後 時 分から午前・午後 時 分まで

年 月 日 午前・午後 時 分から午前・午後 時 分まで

3 使用施設 江東区立 学校

(施設名)

4 理由

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

訓 令

◎江東区訓令甲第 1 号

庁 中 一 般
出 張 所
事 業 所

江東区職員の兼業許可等に関する事務取扱規程
(昭和 50 年 4 月江東区訓令甲第 37 号) の一部
を次のように改正する。

平成 27 年 2 月 9 日

江東区長 山 崎 孝 明

第 1 条中「及び営利企業等の従事制限に関する規則 (昭和 53 年 4 月特別区人事委員会規則第 16 号)」を「、営利企業等の従事制限に関する規則 (昭和 53 年 4 月特別区人事委員会規則第 16 号) 等」に、「職員」を「、職員」に改める。

第 6 条各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第 1 号及び第 4 号中「よつて」を「よって」に改める。

第 7 条中「職員が、」を「許可権者は、職員が」に、「第 5 条」を「前条」に、「至つた」を「至つた」に改め、「、許可権者は」を削る。

第 10 条を第 11 条とする。

第 9 条第 1 項中「寄付行為」を「寄附行為」に改め、同条第 2 項中「前条」を「第 8 条」に改め、同条を第 10 条とする。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

(消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定による兼業の特例)

第 9 条 職員は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律 (平成 25 年法律第 110 号) 第 10 条の規定に基づき、非常勤の消防団員と兼業しようとするときは、あらかじめ兼業 (職) 許可申請書により申請し、兼業の許可を受けなければならない。

2 許可権者は、職員から前項の規定による兼業の許可の申請があったときは、第 6 条の規定にかかわらず、職務の遂行に著しい支障があるときを除き、当該兼業を許可しなければならない。

3 第 4 条、第 5 条、第 7 条及び前条の規定は、第 1 項の兼業の許可について準用する。この場合において、第 7 条中「前条の規定に該当する」とあるのは、「職務の遂行に著しい支障が生ずる」と読み替えるものとする。

別記第 1 号様式中「第 3 条関係」を「第 3 条、第 9 条関係」に、「含む」を「含む。」に改め、「申請理由」の次に「(消防団員との兼業の場合は記入

不要)」を加え、「平成」を削り、「わかる」を「分かる」に改める。

別記第 2 号様式中「含む」を「含む。」に改め、「平成」を削る。

訓 令 （ 教 ）

◎江東区教育委員会訓令甲第 1 号

教育委員会事務局
区立小学校
区立中学校
区立幼稚園
区立図書館
青少年センター
教育センター

江東区教育委員会公印規程（昭和 6 3 年 4 月江東区教育委員会訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成 2 7 年 2 月 9 日

江東区教育委員会

別表第 1 中

江東区教育委員会委員長印	2	同	方 2 7 ミ リ メ ー ト ー ル	同	同
江東区教育委員会委員長代理印	3	同	方 2 1 ミ リ メ ー ト ー ル	同	同
江東区教育委員会教育長印	4	同	方 2 7 ミ リ メ ー ト ー ル	同	同

を

(削除)	2				
(削除)	3				
江東区教育委員会教育長印	4	てん書	方 2 7 ミ リ メ ー ト ー ル	一 般 文 書 の 他	庶務課長

に、

区立図書館印	1 7	同	方 3 7 ミ リ メ ー ト ー ル	同	図書館長
--------	--------	---	---------------------------------	---	------

を

区立図書館印	1 7	てん書	方 3 7 ミ リ	一 般 文 書 そ	図書館
--------	--------	-----	-----------------	-----------------	-----

			メー トル	の他	長
--	--	--	----------	----	---

に、

割印	2 4	同	長 3 ミ メ ー ト ー ル 短 径 1 3 ミ メ ー ト ー ル (変 円 形)	同	公印 管 守 者
----	--------	---	--	---	-------------------

を

割印	2 4	てん書	長 3 ミ メ ー ト ー ル 短 径 1 3 ミ メ ー ト ー ル (変 円 形)	一 般 文 書 の 他	公印 管 守 者
----	--------	-----	--	-------------------	-------------------

に改める。

別表第 2 中

2	3
東京 都 江 東 区 教 育 委 員 会 の 印	東京 都 江 東 区 教 育 委 員 会 の 印

を

2	3
(削除)	(削除)

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(旧教育長に関する経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に在職する教育長については、教育委員会の委員としての任期中は、この規程による改正後の江東区教育委員会公印規程の規定は、適用しない。

定にかかわらず、職務の遂行に著しい支障があるときを除き、当該兼業を許可しなければならない。

- 3 第 4 条、前条、第 12 条及び第 14 条の規定は、第 1 項の兼業の許可について準用する。この場合において、前条中「前条の規定に該当する」とあるのは、「職務の遂行に著しい支障が生ずる」と読み替えるものとする。

◎江東区教育委員会訓令甲第 2 号

教育委員会事務局

区立小学校

区立中学校

区立幼稚園

区立図書館

江東区立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程（平成 12 年 3 月江東区教育委員会訓令甲第 9 号）の一部を次のように改正する。

平成 27 年 2 月 9 日

江東区教育委員会

第 1 条中「及び営利企業等の従事制限に関する規則（昭和 53 年特別区人事委員会規則第 16 号）」を「、営利企業等の従事制限に関する規則（昭和 53 年特別区人事委員会規則第 16 号）等」に改める。

第 14 条を第 15 条とする。

第 13 条第 2 項及び第 3 項中「第 7 条」を「第 8 条」に改め、同条を第 14 条とし、第 12 条を第 13 条とする。

第 11 条中「第 7 条」を「第 8 条」に改め、同条を第 12 条とする。

第 10 条中「第 7 条」を「第 8 条」に改め、同条を第 11 条とする。

第 9 条を第 10 条とし、第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とする。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定による兼業の特例）

第 7 条 学校職員は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年法律第 110 号）第 10 条の規定に基づき、非常勤の消防団員と兼業を行おうとするときは、あらかじめ別に定める様式により申請し、兼業の許可を受けなければならない。

- 2 許可権者は、学校職員から前項の規定による兼業の許可の申請があったときは、第 5 条の規

告

示

◎江東区告示第 55 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 60 年 10 月江東区条例第 28 号）第 15 条第 2 項及び第 23 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 15 条第 3 項及び第 23 条第 3 項の規定により、当該自転車を処分する。

平成 27 年 2 月 9 日

江東区長 山 崎 孝 明

〔別紙省略〕

◎江東区告示第 58 号

下記事件につき、平成 27 年第 1 回江東区議会議定例会を 2 月 19 日に招集する。

平成 27 年 2 月 12 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 平成 26 年度江東区一般会計補正予算（第 3 号）
- 2 平成 26 年度江東区国民健康保険会計補正予算（第 1 号）
- 3 平成 26 年度江東区介護保険会計補正予算（第 1 号）
- 4 平成 26 年度江東区後期高齢者医療会計補正予算（第 1 号）
- 5 平成 27 年度江東区一般会計予算
- 6 平成 27 年度江東区国民健康保険会計予算
- 7 平成 27 年度江東区介護保険会計予算
- 8 平成 27 年度江東区後期高齢者医療会計予算
- 9 江東区立北砂小学校校舎増築その他改修工事請負契約
- 10 江東区立北砂小学校校舎増築その他電気設備改修工事請負契約
- 11 江東区行政手続条例の一部を改正する条例
- 12 江東区事務手数料条例の一部を改正する条例
- 13 江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 14 江東区長及び副区長の給料等に関する条例の一部を改正する条例
- 15 江東区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

- 16 江東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例
- 17 江東区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 18 江東区特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
- 19 江東区職員の配偶者同行休業に関する条例
- 20 江東区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 21 江東区保育所条例の一部を改正する条例
- 22 江東区障害者福祉センター条例の一部を改正する条例
- 23 江東区障害者通所支援施設条例の一部を改正する条例
- 24 江東区理容師法施行条例及び江東区美容師法施行条例の一部を改正する条例
- 25 江東区私債権の管理に関する条例
- 26 江東区建築審査会条例の一部を改正する条例
- 27 江東区立都市公園条例の一部を改正する条例
- 28 江東区立児童遊園条例の一部を改正する条例
- 29 江東区私立高等学校等入学資金融資基金条例を廃止する条例
- 30 江東区教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例
- 31 江東区東京オリンピック・パラリンピック基金条例
- 32 水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 33 江東区高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例
- 34 江東区指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

◎江東区告示第 67 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路について、下記のとおり指定をした。

なお、関係図面は、本区都市整備部建築課において縦覧に供する。

平成 27 年 2 月 18 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 指定に係る道路の種類
法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路

- 2 指定の年月日
平成 27 年 2 月 18 日
- 3 指定に係る道路の位置
江東区東砂三丁目 207 番 9
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
延長 34.98m、幅員 5.00m

◎江東区告示第 71 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 4 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路について、下記のとおり指定の取消しをした。

なお、関係図面は、本区都市整備部建築課において縦覧に供する。

平成 27 年 2 月 19 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 指定に係る道路の種類
法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路
- 2 指定の取消しの年月日
平成 27 年 2 月 19 日
- 3 指定に係る道路の位置
江東区北砂四丁目 1343 番 20 の一部
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
延長 21.88m、幅員 0.0115～0.087m

◎江東区告示第 73 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 60 年 10 月江東区条例第 28 号）第 15 条第 2 項及び第 23 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 15 条第 3 項及び第 23 条第 3 項の規定により、当該自転車を処分する。

平成 27 年 2 月 19 日

江東区長 山 崎 孝 明

〔別紙省略〕

◎江東区告示第 77 号

都市計画の案について

東京都市計画地区計画の変更について、東京都知事から関係図書の写しの縦覧依頼があったので、次のとおり公告する。

なお、本区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中、東京都に対して意見書を提出することができる。

平成 27 年 2 月 23 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

都市計画の種類	東京都市計画地区計画 臨海副都心有明南地区地区計画	
都市計画を定める土地の区域	変更する部分	有明三丁目地内
縦覧場所	東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課（東京都庁第二本庁舎 2 階北側）及び江東区役所都市整備部都市計画課（庁舎 5 階）	
縦覧期間	公告日から 2 週間	
意見書の提出先	新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課	

◎江東区告示第 82 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 4 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路について、下記のとおり指定の変更をした。

なお、関係図面は、本区都市整備部建築課において縦覧に供する。

平成 27 年 2 月 26 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 指定に係る道路の種類
法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路
- 2 指定の変更の年月日
平成 27 年 2 月 26 日
- 3 指定に係る道路の位置
江東区若洲三丁目 69 番 1 の一部、外
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
(1) 延長 2.50m、幅員 30.00m
(2) 延長 861.89m、幅員 49.69m～51.00m

告 示 （ 教 ）

◎江東区教育委員会告示第 2 号

下記により、平成 27 年第 1 回江東区教育委員会臨時会を招集する。

平成 27 年 2 月 6 日

江東区教育委員会

委員長 宇 佐 美 衛
記

- 1 日時 平成 27 年 2 月 9 日（月）
午後 1 時 30 分
- 2 場所 江東区役所
- 3 議題

日程第 1	議案第 1 号	平成 26 年度江東区一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 2	議案第 2 号	平成 27 年度江東区一般会計予算
日程第 3	議案第 3 号	江東区私立高等学校等入学資金融資基金条例を廃止する条例
日程第 4	議案第 4 号	江東区教育委員会会議規則の一部を改正する規則
日程第 5	議案第 5 号	江東区教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則
日程第 6	議案第 6 号	江東区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則
日程第 7	議案第 7 号	江東区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則
日程第 8	議案第 8 号	江東区教育委員会教育長の職務代理者の指定に関する規則を廃止する規則
日程第 9	議案第 9 号	江東区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
日程第 10	議案第 10 号	江東区教育委員会公印規程の

一部を改正する規程

日程第 11 議案第 11 号 江東区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

日程第 12 議案第 12 号 江東区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第 13 議案第 13 号 江東区特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

日程第 14 議案第 14 号 江東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例

日程第 15 議案第 15 号 江東区教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

日程第 16 議案第 16 号 江東区職員の配偶者同行休業に関する条例

日程第 17 議案第 17 号 江東区立北砂小学校校舎増築その他改修工事請負契約

日程第 18 議案第 18 号 江東区立北砂小学校校舎増築その他電気設備改修工事請負契約

日程第 19 議案第 19 号 江東区立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程

4 教育長の報告

- (1) 江東区私立高等学校等入学資金融資基金条例施行規則を廃止する規則について ほか

5 協議事項

- (1) 区長の権限に属する事務の補助執行について

て

◎江東区教育委員会告示第 2 号

下記により、平成 27 年第 2 回江東区教育委員会定例会を招集する。

平成 27 年 2 月 20 日

江東区教育委員会

委員長 宇佐美 衛
記

- 1 日時 平成 27 年 2 月 24 日 (火)
午前 10 時
- 2 場所 江東区役所
- 3 議題
日程第 1 教育委員会委員の議席の指定について
日程第 2 議案第 20 号 江東区立学校施設
使用条例施行規則
の一部を改正する
規則
- 4 教育長の報告
(1) 平成 27 年度学校選択制度 (新 1 年生) の
進捗状況について ほか

告 示 (選)

◎江東区選挙管理委員会告示第 3 号

江東区選挙管理委員会委員長に次の者が就任した。

平成 27 年 2 月 20 日

江東区選挙管理委員会
東京都江東区森下三丁目 7 番 7 号 矢野 孝三

◎江東区選挙管理委員会告示第 4 号

公職選挙法 (昭和 25 年法律第 100 号) 第 23 条第 1 項の規定により、平成 27 年 3 月 2 日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のとおり定めた。

平成 27 年 2 月 27 日

江東区選挙管理委員会
縦覧場所
江東区役所 江東区東陽四丁目 11 番 28 号

◎江東区選挙管理委員会告示第 5 号

公職選挙法 (昭和 25 年法律第 100 号) 第 30 条の 7 第 1 項の規定により、平成 26 年 12 月 2 日から平成 27 年 3 月 2 日までの間に在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のとおり定めた。

平成 27 年 2 月 27 日

江東区選挙管理委員会
縦覧場所
江東区役所 江東区東陽四丁目 11 番 28 号

◎江東区選挙管理委員会告示第 6 号

公職選挙法 (昭和 25 年法律第 100 号) 第 28 条第 3 号の規定により、江東区の選挙人名簿から、別紙のとおり 18 名を抹消した。

平成 27 年 3 月 2 日

江東区選挙管理委員会
〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第 7 号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律 (平成 16 年法律第 59 号) 第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81

条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び第 5 条第 15 項の規定による選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、次のとおりである。

平成 27 年 3 月 2 日

江東区選挙管理委員会

- 1 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数
7, 929
- 2 選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数
132, 142
- 3 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数
66, 071

◎江東区選挙管理委員会告示第 8 号

江東区選挙執行規程（平成 19 年 1 月 30 日江東区選挙管理委員会告示第 3 号）第 59 条第 1 項の規定により、平成 27 年 4 月 26 日執行の江東区議会議員選挙及び江東区長選挙におけるポスター掲示場の掲示区画の番号を次のとおり定めた。

平成 27 年 3 月 2 日

江東区選挙管理委員会

江東区議会議員選挙ポスター掲示場区画番号

3段69面(表示欄含む)

第1ブロック(第1～9投票区)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	表	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	示	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	欄	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66

第2ブロック(第10～18投票区)

54	55	45	46	47	48	49	50	51	52	53	表	65	66	56	57	58	59	60	61	62	63	64
10	11	1	2	3	4	5	6	7	8	9	示	21	22	12	13	14	15	16	17	18	19	20
32	33	23	24	25	26	27	28	29	30	31	欄	43	44	34	35	36	37	38	39	40	41	42

第3ブロック(第19～26、56投票区)

30	31	32	33	23	24	25	26	27	28	29	表	41	42	43	44	34	35	36	37	38	39	40
52	53	54	55	45	46	47	48	49	50	51	示	63	64	65	66	56	57	58	59	60	61	62
8	9	10	11	1	2	3	4	5	6	7	欄	19	20	21	22	12	13	14	15	16	17	18

第4ブロック(第27～35、57投票区)

17	18	19	20	21	22	12	13	14	15	16	表	6	7	8	9	10	11	1	2	3	4	5
39	40	41	42	43	44	34	35	36	37	38	示	28	29	30	31	32	33	23	24	25	26	27
61	62	63	64	65	66	56	57	58	59	60	欄	50	51	52	53	54	55	45	46	47	48	49

第5ブロック(第36～45投票区)

59	60	61	62	63	64	65	66	56	57	58	表	48	49	50	51	52	53	54	55	45	46	47
15	16	17	18	19	20	21	22	12	13	14	示	4	5	6	7	8	9	10	11	1	2	3
37	38	39	40	41	42	43	44	34	35	36	欄	26	27	28	29	30	31	32	33	23	24	25

第6ブロック(第46～55投票区)

35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	34	表	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	23
57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	56	示	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	45
13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	12	欄	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	1

江 東 区 長 選 挙 ポ ス タ ー 掲 示 場 区 画 番 号

2段6面(表示欄含む)

第1ブロック（第1投票区～第13投票区）

3	1	表示欄
4	2	

第2ブロック（第14投票区～第26投票区）

2	4	表示欄
3	1	

第3ブロック（第27投票区～第41投票区）

1	3	表示欄
2	4	

第4ブロック（第42投票区～第55投票区）

4	2	表示欄
1	3	

告 示 (監)

◎江東区監査委員告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 32 第 8 項の規定に基づき、包括外部監査人から包括外部監査人補助者の解任通知があった。については、同法第 252 条の 32 第 9 項の規定に基づき、下記のとおり公表する。

平成 27 年 2 月 16 日

江東区監査委員	伊 藤 貫 造
同	小 出 功
同	高 橋 めぐみ
同	細 田 勇

記

- 1 包括外部監査人補助者を解任された者

新 井 康 友	東京都江東区東陽二丁目 4 番 14 - 215 号
子 安 美奈子	東京都江東区南砂二丁目 4 番 24 - 401 号
幡 田 宏 樹	東京都江東区東雲一丁目 9 番 50 - 2909 号
片 桐 一 輝	東京都江東区東雲一丁目 9 番 14 - 204 号
高 森 啓 史	東京都江東区亀戸一丁目 13 番 9 - 402 号
- 2 解任された日
平成 27 年 1 月 31 日

◎江東区監査委員告示第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 3 項の規定に基づき、別添「平成 26 年度江東区包括外部監査報告書」のとおり公表する。

平成 27 年 2 月 16 日

江東区監査委員	伊 藤 貫 造
同	小 出 功
同	高 橋 めぐみ
同	細 田 勇

[別紙省略]

区 議 会

◎区議会議決事項（平成 27 年第 1 回臨時会）

2 月 6 日、会期 1 日で開会した平成 27 年第 1 回江東区議会臨時会において、別記の事項を議決した。

- 1 議案（区長提出）
議案第 2 号 江東区保育費用徴収条例の一部を改正する条例
- 2 選任の同意（区長提出）
議案第 1 号 江東区教育委員会委員選任同意方について
眞 貝 裕利子
(2 月 6 日同意)

- 3 その他議決事項
江東区選挙管理委員会委員選挙
柴 田 幸 雄 (当選)
浅 見 純一郎 (当選)
矢 野 孝 三 (当選)
山 本 勲 (当選)
江東区選挙管理委員会委員補充員選挙
平 井 康 義 (当選)
野 島 和 博 (当選)
小 西 典 子 (当選)
白 石 晃 (当選)
(以上 2 月 6 日選挙)